

シストレステーション利用規約

(目的)

第1条 この規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社FXCMジャパン（以下「当社」といいます。）がお客様に提供するサービスのうち、シストレステーションによるシステム取引（相場での買い時・売り時をプログラム化し、そのシグナルに従って機械的に売買する取引手法をいいます。）に関する権利義務関係を明確にすることを目的とし、お客様は以下の規定に合意するものとします。

2 シストレステーションの利用に際しては、本規約のほか、取引約款その他当社規程、法令・諸規則の定めに従うものとします。

(利用対象者)

第2条 シストレステーションはシストレステーション専用口座を開設されているお客様のみ利用可能です。

(手数料)

第3条 シストレステーションの手数料については取引約款第6条に従うものとします。

(利用制限)

第4条 シストレステーションの利用に際しては次の事項を遵守してください。

- 一 お客様は、当社に対し外国為替証拠金取引を行うためにのみシストレステーションを利用し、それ以外の目的で利用してはならないものとします。
- 二 お客様は、シストレステーションの全部又は一部を販売、譲渡、賃貸、賃借、配布、輸出、輸入したり、その仲介者や提供者となったり、第三者にシストレステーションの全部又は一部に関連する権利を付与してはならないものとします。

(権利の帰属)

第5条 シストレステーションに関する知的財産権はシステム提供元に帰属します。

(免責事項)

第6条 当社及びシステム提供元は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責任を負わないものとします。

- 一 お客様の誤発注により生じる損害。なお、誤発注にはシステムの選択を誤ったことにより発注されたものも含まれます。
- 二 シストレステーションの利用に際し、お客様に直接的又は間接的な損害（ハードウェアの破損等、本ソフトウェア以外のソフトウェアの破損等を含む。）が発生した場合であって、当社に故意又は重大な過失がない場合。
- 三 シストレステーションの利用による取引注文後、当該取引注文に係る約定結果等を確認しなかったことによる損害。
- 四 通信回線及びシステム機器等の瑕疵、又は障害（天災地変等不可抗力によるものを含みます）、通信速度の低下、又は通信回線の混雑、コンピュータウイルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等によって生じた損害。
- 五 シストレステーションで提供する情報につき、誤謬、欠陥、遅延があった場合。
- 六 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、又は外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、シストレステーションの利用が遅延し、又は不能となった場合。
- 七 お客様が届出事項を変更したにもかかわらず、当社へ変更の届出をしなかったことにより損害が生じた場合。
- 八 正常に受託した取引注文の執行不能、誤執行、又は執行遅延、当社及びシステム提供元のシステムメンテナンスにより、シストレステーションが利用できないことによって生じる損害。
- 九 取引約款その他諸規程に免責事項として定める損害。

(その他)

第7条 シストレステーションはシステム提供元より当社が提供を受け、お客様に提供している商品のため、システム提供元及び当社が本商品の提供を休止、又は廃止した場合には、シストレステーションのご利用を継続できなくなります。この場合、システム取引はご利用になれなくなりますのでご注意ください。また、この場合、トレーディングステーションでお取引を継続していただくこととなります。

2 当社営業時間外、当社取引システムやシステム提供元での障害発生時に配信された売買シグナルの取り扱いについては、当社営業時間の再開、当社取引システムやシステム提供元の障害復旧時にシステム取引に基づき既に出されている決済注文のみを再配信することとします。

3 本規約は予告なしに変更される場合があります。また、本規約は当社ホームページに掲載します。

(平成22年7月12日改定)